

(議長)

日程第12、議案第1号、江差町総合計画制定、制定条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町総合計画策定条例の制定についてでございます。

総合計画の策定にあたり、総合計画の定義が明らかにすると共に、江差町総合計画策定審議会への諮問や、議会による議決等、その策定手続きに、手続きに関し、必要な事項を定めるため、江差町総合計画策定条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」(補足説明)

それでは、私の方から、今般の総合計画策定条例の概要について、説明させていただきます。議案の48頁、定例会資料の45頁、となります。

今般の条例制定に背景には、平成23年の地方自治法の一部を改正する法律が交付されたところにあります。これは、各自治体における総合計画の法的な策定理由がなくなって、策定及び議会の議決を得るかは、自治体の判断に委ねるということとなっているところが背景でございます。総合計画は、従来から町の総合的且つ、計画的な、行政運営の指針を示すものであること。また、人口減少問題など山積する課題の中であって、個別の行政分野における計画や総合戦略などの、重点施策との整合を図り、均衡ある町の発展に寄与するものであると考え、先程の町長の提案説明にもあるとおり、総合計画の意義や策定にあたってのプロセスなどを定めるものであります。

条例の内容ですが、全9条から構成されております。1条では目的を、第2条では総合計画とは、といった用語の定義を定めています。また、第3条において、町の責務として総合計画の策定を義務付け、第4条では、計画の策定に関し、審議権、審議会への諮問を付しております。第5条では、基本構想について、二元代表制の意義を踏まえ、

また町民総意の計画であることを位置付けるため、議会の議決を得ることを明記しました。第6条は、町の都市計画マスタープランや地域福祉計画などの分野別の計画としっかりと整合性を図るものとし、第7条においては、共同共存の観点から積極的な情報を公開するものとしております。また第8条においては、第1項で従前の策定審議会条例の廃止を、第2項では、審議会の委員数を明記し、第3項では、審議会の運営などについては、別に定める規則に委任するということで、規定しております。最後に第9条は、本条例の施行に関する不足部分について、別に定めるというところにした所であります。

附則でございますが、第1項で条例の施行日を、第2項で従前の江差町総合計画策定審議会条例の廃止を、第3項及び第4項においては、本条例の、条例の施行に伴い、審議会委員及び計画について、それぞれ経過措置を設けたところでございます。

以上、私の方から江差町総合計画策定条例の補足説明とさせていただきます。議決方、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第1号、江差町総合計画策定条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第2号、江差町森林環境譲与税の基金条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

本年9月に森林環境譲与税の譲与が開始されることに伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運営するために、必要な事項を定める江差町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から江差町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

議案の52頁、資料の46頁をご欄下さい。町長からの説明がありましたとおり、本年9月から森林環境譲与税の譲与が開始されることとなっております。この森林環境譲与税は、地方譲与税であり、あるため、種と細かく規定する国補助金等とは異なり、地方公共団体に一定の裁量権が認められておりますが、法令で定める目的財源であることから、法令の定める、定め範囲で適切に執行する必要があります。譲与税の使途範囲は、森林整備やそれに必要な人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発の促進に必要な事業となっていることから、基金を設置し、法令で定められた使途を明確化を図り、事業の執行と財源の管理を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町森林環境譲与税基金条例の制定について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。

この度の改正は、町長説明にありましたとおり、国会議員の選挙等の執行経費に基準に関する法律、更には公職選挙法の一部改正による報酬額等の変更に伴いまして、本条例も同様に改正をするものでございます。

条例の改正内容につきましては、投票管理者の他、開票管理者、選挙長、立会人等々の区分におきまして、日額報酬をそれぞれの区分において、最大で500円から300円を引き上げることに加えまして、現状で指定ございませんでした期日前投票所等の管理者並びに立会人等においてもですね、規定するという内容でございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、でございます。

軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の要件について、北海道の取り扱いに合わせる必要性が生じたため、江差町税条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第4号の江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、説明を致します。

議案書の56頁、資料につきましては48頁から49頁が該当になります。本年10月1日より、現行の自動車取得税に変わって、環境性能割が導入されることに伴って、軽自動車税に掛かる環境性能割が、今度は市町村税というふうになります。当面の間、この軽自動車税の環境性能割については、北海道が徴収し、町に納付するという事となっております。これらに掛かる町条例の規定につきましては、すでに条例改正を行っているところでございますが、先程、町長の提案にもありましたとおり、非課税及び課税免除、また減免の取り扱いについて、各市町村ごとの条例において、対象範囲等に一部差があるということで、相違があるということから、北海道が効率的にこの賦課徴収を行うにあたりまして、この取り扱いについて、町条例の規定に関わらず、当面の間、北海道の自動車税の環境性能割の規定の例に基づき、賦課徴収を行うとする旨の規定を追加するものでございます。これにつきましては、平成29年3月の改正された条例の10月1日施行となる、未施行の部分の一部、追加改正を行うものでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第5号、江差町介護保険税条例の一部を、条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本年10月に予定されている消費税率引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号非被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、江差町介護保険条例等を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

それでは、私より議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書58頁、定例会資料50頁の資料8をご覧ください。本年10月の消費税率10%の引き上げに伴いまして、増収分を財源にして、第1号非保険者、いわゆる65歳以上の方の内、所得の低い方の介護保険料を軽減するものでございます。

資料中段の改正内容、①、②に記載のとおり、所得区分の第1段階から、第3段階の方が対象となっております。第1段階の方が年額2万8,100円、第2段階の方が4万6,800円、第3段階の方が5万4,300円となっているものでございます。これに伴いまして、本来の保険料でございます、条例で定めている保険料による総収入額から、約1,100万の収入減となることとなりますが、これにつきましては、国が50%、道が25%、町が25%の割合で、補填されるものでございます。本条例の施行日につきましては、交付の時から施行致しまして、平成31年4月1日からの適用としてでございます。なお、資料には、令和2年度につきましてはの保険料額も記載してございますが、こちらにつきましては、法施行がされていないということで、国としましては、段階的にここまでもって行くということになってございますので、来年度におきまして、こちらまた、条例改正の方をさせていただきますと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。

議案書59頁、60頁、定例会資料53頁の新旧対照表をご覧下さい。本一部改正は、放課後学童支援員の資格を得るために受講が必要とされる、放課後児童支援員認定資格研修について、従来都道府県が実施するもののみでしたが、今年度から政令指定都市においても、当該、研修を実施出来ることとなりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上が一部改正の概要となっております。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時30分迄、休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第18、議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

ご説明致します。

議案書は61頁、62頁、定例会資料は54頁から56頁の新旧対照表となっております。

本条例は、家庭的保育事業者の運営基準等に関して、現状の運営状況等踏まえて、基準の更なる緩和を検討すべきとの方針により、基準奨励が本年一部改正されたことから、当町における事業実施の実態はありませんが、基準奨励と同様に一部改正するものでございます。

家庭的保育事業者等につきましては、連携協力を行う、保育所や幼稚園などを適切に確保しなければならないとされているところですが、平成30年4月時点で、多くの事業者が連携施設を確保出来ない状況にあることから、連携施設を確保しないことが出来る経過措置を延長することや、卒園後の受け皿の認定については、地方自治体が運営支援を行っている認可替え保育施設から確保出来るようにするための方策を検討することとされてことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第8号、令和元年江差町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、プレミアム付き商品券事業など、12事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,684万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ、59億300万6千円とするものでございます。

併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。なお、一般会計予算及び各特別会計予算、水道事業会計予算の年度につきましては、これ以後、平成31年度を令和元年度と表記及び呼称にするものと致しますので、ご了承願います。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方は65頁をお開き願いたいと思います。

まず、最初に財源更正の4事業につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、養護老人ホーム建設事業補助でございますが、当初予算におきましては、起債の充当率を95%程度で見込んでおりましたが、100%で充当出来る見込みとなったことから、財源更正をしたものでございます。

次に、水堀排水機場長寿命化対策でございますが、こちらも当初、一般単独事業債で見込んでございましたが、過疎対策事業債で借入出来る見通しとなりましたことから、充当率過疎債の方が高いものでございますので、財源更正させて頂いたものでございます。

次に、陣屋町地区小規模治山でございますが、こちらの方も充当率を落として計上していたところでございますが、満度に充当出来る見込みとして、地方債を増額しているものでございます。

次に、公営住宅長寿命化対策でございます。国庫補助金の内示額が見込みを下回ったことから、その分、国庫支出金を減額し、起債を充当することとしたものでございます。財源更正は以上でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。資料は57頁となります。消費税率が10%へ引き上げられることに伴い発行されます、プレミアム付き商品券に掛かる経費の補正でございます。補正額は510万9千円、全額、国庫支出金となるものでございます。

次に、緊急通報システムセンター装置更新でございます。当初、備荒資金組合からの借入として、地方債として計上してございましたが、事業の内容と致しましては、組合からの資機材の譲渡であり、町は代金に相当する額を5年間に渡って、組合に支払うものであったため、地方債を減額し、償還額を一般財源で計上したものでございます。補正額は349万円の減額、地方債を390万円減額し、一般財源を41万円増額してございます。

次に、上ノ国町子ども発達支援センター負担金でございます。支援センターには、国庫補助と道補助が交付されてございますが、道補助金の対象外となるものがあったということで、平成25年度から28年度までの4か年分について、返還することとなり、構成町も応分の負担をすることとなったもので、当町の負担分について、補正をするものでございます。補正額は、109万1千円、全額一般財源でございます。

次に、保育所広域入所でございます。江差町在住の方で、勤務の都合から、0歳児のお子さんを上ノ国町の保育所に入所させたいと申し込みがあったことから、広域入所の

委託に係る経費を補正するものでございます。補正額は145万6千円、全額一般財源でございます。

次に、風疹追加的対策事業でございます。資料は58頁でございます。予防接種法施行令の一部改正に伴い、改に予防接種の対象者となった方々の抗体検査、予防接種、これらに係る経費の費用を補正するもので、補正額は212万5千円。内訳は、国庫支出金が82万7千円、残り129万8千円が一般財源となるものでございます。

次に、経営所得安定対策でございます。江差町地域農業再生協議会が行う、経営所得安定対策の推進活動や要件確認などに要する経費の補正でございます。協議会への補助をとという内容でございます。補正額は77万9千円、全額道支出金でございます。

次に、森林環境譲与税基金積立でございます。森林環境譲与税、先程、条例が可決されました、森林環境譲与税基金に積立をするものでございます。補正額は275万4千円。基金に生ずる利息1千円をその他財源としている他、275万3千円は、全額譲与税となるものでございます。

次に、生涯学習バス更新でございます。資料は59頁をお開き願いたいと思います。現在、運行している生涯学習バスでございますが、26年程経過しまして、修繕の回数も、修繕金額も多くなってきましたことから、買い替えをするものでございまして、同規模の中古車を購入する内容となっております。車両本体他、諸経費と夏タイヤ購入経費を補正するものでございまして、補正額は701万7千円、全額一般財源となります。補正額合計では、1,684万1千円で、国庫支出金が62万7千円、道支出金が77万9千円、地方債が2,650万、その他、特定財源が1千円、一般財源は1,106万6千円の減額となるものでございます。

次に、68頁をお開き願いたいと思います。第2表の債務負担行為の補正でございます。先程、補正の中でも説明しましたが、緊急通報システムセンター装置更新でございますが、令和5年度まで、備荒資金組合に償還をして行く、そういう様な内容でございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。限度額は357万2千円としてございます。

次に、69頁でございます。第3表の地方債補正でございます。財源更正致しました4事業と減額しました、地方債を減額しました、緊急通報システムセンター装置更新についての起債限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法等は、変更ございませんので、割愛させていただきます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、説明、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。水堀排水機場長寿命化対策及び観光振興(地域DMO事業)並びに除雪ドーザー整備、江差北中学校体育館屋根等、屋根等改修の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更したものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員で、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び、日程第22、議案第11号、北海道市町村職員退職手当等組合規約の変更について及び、日程第23、議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。議案第11号、北海道市町村職員退職等組合規約の変更について。議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。加入団体の脱退の伴い、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組

合規約、並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

補足説明をさせていただきます。議案第10号から第12号迄の、当該、3つの組合に關しましての規約に一部変更についてでございますが。いずれの組合におきましても、北空知葬斎組合、ひだか地区交通災害共済組合、及び池北三町行政事務組合の3組合の解散がありましたことから、削除をするという内容でございます。地方自治法に規定する一部組合の規約を変更しようとする時には、関係地方公共団体の協議が必要となっておりますことからの、提案となったものでございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第11号、北海道市町村職員退職手当等組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、議案第13号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町長」。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第13号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、契約の目的、新陣屋団地3号棟建築主体工事、工事場所、

江差町字陣屋町127番地5他、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、8,195万円、契約の相手方、檜山郡江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組、代表取締役、前田憲男、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第13号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第25、議案第14号、工事請負契約の締結について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第14号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、江差北中学校体育館改修工事、工事場所、江差町字水堀町147番地、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、5,483万5千円、契約の相手方、檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社、代表取締役、亀田宏でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。「議長」。

（議長）

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

これは、どちらの課長を見て、建設課長になりますか。今の提案ありました、北中学校体育館の改修工事の請負契約について、お聞きしたいと思います。

実は、3月の定例会、予算質疑でも、入札の関係で、特に分離発注の件で質疑させて頂きました。議事録見ました。こういう答弁でした。「その工事の内容、地域の情勢を踏まえて、総合的に判断をして、業者選定、分離発注を考えていきたい。」、ま、そういうことでした。また、要項等策定の考え方について、町内議論をしていきたい。とそういうことでありました。それで、合えてちょっとここで、質疑させて頂きますのは、事業から見て、3月議会の私の分離発注、可能性があるとする、具体的にというのはまた、課長の方から答えてもらうことになるとは思いますが、分離発注するとなれば、例えば、この体育館改修工事、出来るんじゃないのかなとそういう意味で、この場で、お聞きするという意味であります。

それで2つ、お聞きします。まず、実際上、具体的には指名選定委員会、江差で言いますと、役場の中にある指名選定委員会で、仮に論議するとなれば、そこかなと、いう

気が致します。それで、まず、指名選定委員会で、分離発注の論議があったのか、どうか、で、もし、あったとすればですね、結果的には、一括発注、とういことになります。どういう論議があったのか、聞きたいと。これが1点目です。

それで、2点目として、3月議会で言いましたが、この間、江差の公共工事で、分離発注、事例としてはありました。3月議会でも聞きましたが、結局、これは分離発注する、これは一括発注するという部分について、私、分かりませんが、がんじ搦めの仕組み作るということは中々難しいかも知れませんが、市町村見れば、色々、ガイドライン作ったり、要項等作ったりして、一定のラインを作って、きちっと検討課題に上げる。検討課題に上げて、これは、分離発注するかしないかと。いう部分がありますが、江差町として、3月議会では、要項等の検討の課題も提起したんですけども、その点、何か、要項等のことについての検討、論議しているとしたら、どうなっているか教えて頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

それでは、あの、小野寺議員の質問につきまして、北中の体育館の関係でございますけれども、指名委員会の事務局を所管しております、私の方からですね、ご答弁申し上げます。

分離発注、又は、一括発注のですね、議論の話でございますけれども、当然、指名選考委員会の中で、議論をした上でですね、決定している内容でございます。指名選考委員会にあたりましては、担当課におきまして、設計会社、あるいは、今回、工事の施行管理の技術支援をして頂きます、北海道建設技術センターへのですね、確認を行いまして、技術的な検知から意見等を聴取しているところでございます。指名選考委員会ではですね、それらの内容を踏まえた上で、工事全体におけます、各工種のですね、割合でありますとか、工事の工程、それから、現場の施工性、更には、今回の工事につきましては、施工場所が北中の体育館ということで、学校でございますので、特に安全管理などに十分考慮した上でですね、総合的に判断して、一括発注となったところでございますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、要項等の検討にございますけれども、3月議会でも、ご質問があった内容でございますが、この間、分離発注、分離分割発注のですね、要項、方針などを整備している自治体が、それ程多くはないんですが、ございますので、その内容を確認を行ってございます。その内容を見ますとですね、分離分割発注のですね、具体的な基準を決めているというよりは、受注機会の確保、それから拡大を推進するための内容となつてご

ございます。この要領等の中にも記載されてございますけども、分離分割発注の検討にあたってはですね、利用者の利便性を考慮した上で、その工事を分離発注することが、経済的な合理性、それから現場の施工性、あるいは効率的な執行によってですね、コスト削減が諮られるかどうか、などを総合的に十分検討した上で、判断しなければならないというふうに記載されておりますので、これまでの町の工事発注におきましても、分離発注を検討する上ではですね、この内容を、と同様の総合的な判断をした上でですね、決定しているところでございます。要領等の整備につきましては、これらの内容を踏まえまして、整備するかどうかも含めてですね、指名選考委員会の方で、今後協議して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

中々、専門外で、私も十分に、呑み込めてないところもあります。そういう意味で、ちょっと恐縮ですが、再質問で。後段の方に課長の方でありました、法律や色々、私も、例えば、官工事法だとかでいうと、まさしく、公共中小の公共事業で、受注機会の増大をとという部分もあります。もちろん、公共工事のコスト削減対策、これも色々、指針も出てたり、品質確保色々あります。ですから、結局、総合的ということになるんだろうと思いますが、私は、やはり、いわゆる官工事法、中小の受注機会を、広げる方策をとということで、法律を作って、で、その具体的な適用は、市町村の方で色々ですから、先程の課長答弁だと思いますが、結果的に北中学校が一括という、結論が導き出された部分で、ごめんなさい、例えば安全管理だとかですね、ありました。点数は付けられないのかも知れませんが、つまり、安全管理は、別に分離だろうと、一括だろうと、当然、業者はきちっとやるだろうと思いますし、後段言ってたコストだとか、合理性だとか、であると思うんですが、しかし、私なりに、分かりやすくですね、こういう点で、一括発注の結論を指名選考委員会ではなかったんだということで、恐縮です。課長。あのちょっと教えてもらえればなど。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

小野寺議員の再質問にご答弁申し上げます。先程のご答弁にもございましたけども、今回の施工管理につきましては、技術支援を頂くことで、北海道建設技術センターとですね、技術的な点から検討、コメントを頂いているところでございます。具体的にはですね、施工において、屋根と外壁の接合部の工事につきまして、各工種が連動して作業進めなければならない。これらに係ります工程の調整が非常に面倒であるというふうに聞いてございます。それから、作業エリアがですね、重複することによりまして、特に今回、屋根と外壁ですんで、上下での作業になりますので、安全性の確保の面でも危惧されるということも言われてございます。それから、今回何より、施工場所が学校ということですね、生徒の安全の確保、あるいは学校関係者との連絡調整が非常に重要になって参りますので、何かあった場合のですね、責任の所在が明確にしておく必要がございますので、そういったことも含めて、総合的に判断して一括発注となったところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

(議長)

いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

「室井議員」

「議長」。はい。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

課長ね、あのきちっと、ちゃんと申し上げた方がいいと思いますよ。ね、例えばですね。今、開発の仕事、北海道の仕事でも、いいですか。安ければいいってもんでないよ。総合評価、ね、よく負ける、入札やって。安く札入れて、総合評価なんですよ。これからの考え方は、それは全て地域貢献から始まってですね、施工技術管理が全部入って、総合評価方式なんですよ。私がこれを仕事だったら、俺は出来る。これ認めないですよ。安いから良いいっても認めないですよ、今。そういうことも、全て含めてですね、総合評価方式の、方式で今考えていることでしょ。課長そうですね。そういうこと、きちっとやっぱりね、言って貰わないと困る。こういうこと。それと、もう1つ。分離発注したら、経費割高になりませんか。割高になりますよね。こういうこと、きち

っとね、教えた方がいいと思う。ね、20%のものが、25%になる。15のものが20%になる。そういう、経費も割高になりますよ、と。それと、総合管理。誰が責任持つんですか。1つの現場、3社も。話合えばいいってもんでないよ。4社も5社も入ったら。そこはやっぱり、全てね、総合管理ってことは、総合評価っていうのは、すごく大事だということですね、課長、自信持って、堂々と答弁して下さい。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

繰り返しますけども、工事の内容、全体をやっぱり考えてですね、工事の発注については考えてたところでございます、当然、今、室井議員おっしゃるとおりですね、分けることによって、経費も高くなりますんで、総合的にやはり判断してですね、中できちっと議論した上で、発注をして行きたいと考えてございますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

いいですね。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第14号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、議案第15号、財産取得についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第15号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産の買入れについて契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、取得する財産、除雪ドーザー11t級1台、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1,892万円、契約の相手方、檜山郡江差町字愛宕町235番地、有限会社山崎自動車商会、代表取締役、山崎鉄平でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号、財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第27、議案第16号、財産取得についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第16号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産の買入れについて契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、取得する財産、学校校務用ノートパソコン100台、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1,181万5,200円、契約の相手方、檜山郡江差町字本町6番地、株式会社栄電社、代表取締役、池内卓也でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第16号、財産取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。